

平成25年4月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 根本順一
平成25年(ネ)第608号損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成
24年(ワ)第2053号)

口頭弁論終結日 平成25年3月18日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

東京都中野区上高田2-16-15-206号

被 控 訴 人

同代表者代表社員

主 文

荒 井 哲 朗

太 田 賢 志

合同会社ミニッツカンパニー

島 田

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1122万円及びこれに対する平成24年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要(以下、略語等は、原則として、原判決に従う。)

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、未公開株詐欺により売りつけられたドーマー株式会社の未公開株を保有していたところ、名興マネジメントの小林と称する者などから、これを買い取るとの勧誘の下に合計1億0200万円を種々の名義の口座に振

り込まれて詐取され同額の損害を被った詐欺（以下「本件詐欺」という。）について、被控訴人はこれに加担した（本件詐欺の犯行者らが被害者からの詐欺犯罪の収益の仮装又は隠匿を図る目的で金銭を移動させるために利用されていた預金口座を提供することによって加担した。）と主張し、被控訴人に対し、本件詐欺の共同不法行為者として、上記損害1億0200万円及び弁護士費用1020万円の合計1億1220万円及びこれに対する不法行為日後の平成24年6月25日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したが、これを不服とする控訴人が、請求を1122万円（うち弁護士費用相当額102万円）及びこれに対する平成24年6月25日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める請求に減縮の上、請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実」中の「第2当事者の主張」の1及び2のうち被控訴人関係部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 6頁16行目の「口座番号21183491」の次に「、以下「本件口座」という。」を、17行目の「いずれも」の次に「平成23年11月4日」をそれぞれ加える。

(2) 同18行目末尾に改行して以下を加える。

「ゆうちょ銀行は、取引の状況その他の事情を勘案して、被控訴人の本件口座が、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認定し、さらに、訴外福富の三井住友銀行の預金口座が、被控訴人の本件口座の資金を移転する目的で利用されたと疑うに相当な理由があると判断して、三井住友銀行に対し、その旨を通知した。そして、上記通知を受けた

三井住友銀行は、上記資金の移転先とされる訴外福富の預金口座を調査し、同口座が犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）2条4項2号（犯罪利用預金口座等）に該当する預金口座であると認定して、平成24年3月2日ころ、同口座の預金債権に対し同法所定の消滅手続を開始した。

また、三井住友銀行の上記訴外福富の預金口座には、控訴人が本件詐欺により金員を振り込んだ先のゆうちょ銀行の各訴外福富の預金口座からの資金の移転があった。ゆうちょ銀行は、これらの各口座が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認定し、さらに、訴外福富の上記三井住友銀行の預金口座がこれらの各口座の資金を移転する目的で利用されたと疑うに相当な理由があると判断して、三井住友銀行に対し、その旨を通知した。上記三井住友銀行の預金口座については、その他の預金口座からの同様の資金移転があったとする通知が、ゆうちょ銀行やその他の金融機関から多数行われた。」

(3) 同19行目から21行目までを次のとおり改める。

「タ 被控訴人は、本件詐欺の犯行者らである訴外小林らに、犯罪収益の仮装又は隠匿を図るために使用されることを認識して、本件口座の使用を許容していた。」

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（甲第1ないし第40号証、第41号証の1ないし26、第42ないし第52、第55、第56号証）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)アないしソの各事実（ただし、同才のうち訴外サンパワーの代表者又は被用者が、訴外サングリーンに対して、控訴人から送金があった事實を告げた事實を除く。）を認定することができる。

2 被控訴人の責任

前記認定事実からすれば、本件詐欺の犯行者である訴外小林らは、本件詐欺において控訴人に金員を振り込ませる先の預金口座として複数の預金口座を利用し、また、これらの各口座と資金の移動関係のある多数の預金口座が存在し、金融機関によって、詐欺等の犯罪行為の被害者からの振込先の預金口座、あるいは、当該預金口座からの資金の移転先の預金口座として利用されたと疑うについて相当の理由があると認定されていたこと、また、本件口座もこれらの預金口座の1つであることが認められる。

そして、本件詐欺の態様は、未公開株詐欺の被害者を狙い、当該被害が回復できるものと誤信させて金員を詐取するものであるところ、これに上記のとおり相互間に資金移動がある複数の預金口座が振込先の預金口座や同口座からの資金の移動先の預金口座として利用されていることをあわせて考慮すれば、訴外小林らは、多数の預金口座を利用して、本件詐欺以外にも相当数の同種詐欺を行い、詐取した金員の移動を行い、犯罪収益の仮装又は隠蔽を行っていたものと推認することができる。さらに、本件口座は、本件詐欺により詐取された金員の移動には関係していないものの、訴外小林らの同種詐欺行為に利用されていたものと推認することができる。

そうであるとすれば、被控訴人は、本件口座を訴外小林らの詐欺行為のために利用させることによって、本件犯行を含む同種詐欺の犯行全般に加担していたものと認めることができる。

よって、被控訴人は、本件詐欺により控訴人が被った損害について、訴外小林らとの共同不法行為者として、損害賠償責任を負う。

3 損害

前記認定事実からすれば、控訴人は、本件詐欺によって1億0200万円を詐取され、同額の損害を被ったものと認めることができるから、被控訴人は、これについて、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

よって、上記損害のうち1020万円の賠償を求める控訴人の請求（請求減

縮後の請求) は理由がある。

そして、本件詐欺の態様及び本件訴訟の経過に照らせば、本件詐欺と相当因果関係のある弁護士費用として10.2万円を認めることが相当である。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由があるから認容すべきであり、これと異なる原判決は相当でない。よって、原判決を取り消し、控訴人の請求減縮後の請求を認容することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 難波孝一

裁判官 中山顯裕

裁判官 飛澤知行

これは正本である。

平成 25 年 4 月 24 日

東京高等裁判所第 12 民事部

裁判所書記官

根本順

